
監 査 公 表

監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月25日

高知県監査委員
4 高行管第505号
令和5年3月31日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

令和5年2月24日付け4高監報第13号で報告のありましたうえのことについて、指摘事項のあった機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第14項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 意見において措置を求められたもの

1 意見

今回明らかになった事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する確認不足や知識不足と、決裁の過程で上司がその誤りを是正できていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者はその根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われない。また、より実効性の高い再発防止策を検討するなど、財務事務の適正な執行に努められたい。

2 意見に対する措置状況

会計専門員による定期的な訪問支援や会計検査等を通じて、法的根拠等会計事務の基本となる考え方の習得に向けた指導を行うとともに、会計事務の基礎研修、実務研修の実施により、職員が会計事務への理解を深め、知識を向上できるよう引き続き取り組みます。

また、各所属の決裁過程でチェックの要となる次長等や会計事務に関し部下への指導の中心となるチーフに対し、OJTの推進を意識づける研修を行うとともに、所属からの依頼に応じた出前研修の実施により、組織としてのチェック機能の強化を図ります。

さらには、事務処理の誤りについて、過去の事例や他所属の事例を情報共有することで、リスクに対する各所属の自己点検機能の強化や職員のスキルアップを図り、適正な会計事務の執行に取り組みます。

こうした取組により、内部統制制度のより効果的な運用を

図っていきます。

また、来年度から、新たに会計事務の効率化と県民サービスの向上に向けて財務会計システムを再構築することとしており、その中で人為的なミスを防止する機能の拡充や職員の事務作業の効率化など、事務処理の誤りを防止する機能の導入を検討していきます。

第2 指摘事項の該当機関

土木部 幡多土木事務所

(1) 指摘事項

令和3年度河川占用許可において、河川占用料の収入調定を行っていないものがあった。

これは、歳入徴収者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第154条第1項の規定による歳入の調定をしようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他の関係書類に基づいて、速やかに行わなければならないと定めた、高知県会計規則（昭和39年高知県規則第13号）第22条の規定に反する不適切な事務処理である。

速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

河川法第24条に係る四国地方整備局の許可案件が河川課を通じて当該事務所に通知された際、通知を根拠に収入調定を速やかに行うべきところ、担当者が事務処理を失念したままファイルに保管し、チーム内でも処理状況の確認ができる体制となっていなかったことから、調定漏れとなったものです。

(3) 措置状況

事案が発覚した後、収入調定を行い、占用料は収入済みとなっています。

事例について所内で共有するとともに他の土木事務所でも共有し、河川法に係る国許可案件の台帳管理を行い、通知の受付から調定処理までの事務の進捗管理を複数の職員で行うことを徹底することにより、再発防止に努めます。

併せて、ファイル保管後に未処理のまま保管されていないか定期的に点検することにより、再発防止に努めます。

4 高教政第1056号
令和5年3月28日

高知県監査委員 様

高知県教育長

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

令和5年2月24日付け4高監報第13号で報告のありました定期監査の結果に基づく措置状況等について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

機関名：山田高等学校

1 指摘事項

複写サービスの契約において、予算の議決前に入札を行い、契約を締結していた。

これは、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないと定めた、地方自治法第232条の3の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 原因又は理由

関係法令等について、担当の認識が十分でなかったことや、決裁過程でのチェックが不十分であったことによるものです。

3 措置状況

所属職員に対して、入札及び契約の締結は予算の議決後に行わなければならないことを周知徹底しました。

また、会計管理課長通知の「年度開始前における契約事務について」を事務室内で共有し、事務担当者及び事務長など複数の職員で確認することにより、再発防止に努めてまいります。

高公委発第21号
令和5年3月22日

高知県監査委員 様

高知県公安委員会委員長

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

令和5年2月24日付け4高監報第13号で報告のありました定期監査の結果に基づく措置状況について、別紙のとおり措置しましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

別紙

警察本部土佐警察署

1 指摘事項

産業廃棄物処理委託契約書において、仕様書を添付していなかった。

これは、契約書の記載事項を定めた高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第36条第1項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 原因又は理由

契約を締結する際には、支出負担行為（契約締結）の決裁後、契約書を正副2部作成したうえで受託者に送付し、押印した契約書を提出してもらい契約を締結していますが、契約書を作成する際に仕様書を添付することを失念し、仕様書を添付していない契約書により契約を締結したものです。

3 措置状況

今後の対策として、契約書を作成する際には、所属長自らが仕様書等についても一緒に袋綴じすることを徹底させると

ともに、複数の職員による確認を確実に行った上で契約書を受託者に送付することとし、他所属を含め、同種事案の再発防止に努めることとします。